

組織の設置イメージ

○(関係機関との連携)

○「新発田市青少年問題協議会」
を市長部局の連携・調整
の機関と位置付ける。

○「新発田市いじめ防止対策等に
関する委員会」
⇒教育委員会の連携・調整の機関

○法第22条の機関

※必置の組織

○学校
いじめの防止の取組
関係機関との連携・調整の組織

○(重大事態発生時における調査及び報告の機関)

重大事態発生時の対応

自殺、校内暴力
によるケガなど
重大事態発生

